

大分県知事公舎樹木等管理業務委託仕様書

1 委託業務の場所

- ① 大分市荷揚町5番15号 大分県知事公舎（公舎）
- ② 大分市荷揚町48番、49番 ゆうえんかん広場（広場）

2 作業の内容

(1) 剪定作業

高木類剪定

中木類刈り込み剪定

低木類刈り込み剪定

令和6年度は、公舎及び広場を年1回ずつ実施。

令和7年度から令和8年度にかけて、公舎は年2回、広場は年1回実施。

令和9年度は、公舎のみ年1回実施。

それぞれ適期に2～3日にわたり一斉実施。

ただし、中・低木については、加えて臨機に行う。

(2) 病虫害防除作業

高木類病虫害防除、中木類病虫害防除、低木類病虫害防除

令和7年度から令和9年度にかけて、年に1回、公舎・広場をそれぞれ実施。

防除作業は、病虫害被害を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）その他関係法令及び「住宅地等における農薬の使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）別紙の1に掲げられている事項を遵守すること。

(3) 樹木管理

除草、灌水

雑草による養分や水分の搾取を防止し、日照の阻害防止のため、除草を行う。

令和6年度、令和9年度は年1回実施。令和7年度、令和8年度は年2回実施。

灌水は6～11月の間、中・低木について月1回実施する。ただし、広場の灌水は新植、移植木のみとする。

(4) 庭木定期巡回

公舎・広場をそれぞれ実施。

4～9月の間は月2回、10～3月までに3回巡回を実施し、病虫害の発生の有無を確認し、必要な作業を行う。

(5) 芝管理

芝刈り、茎葉処理、目土、施肥等の管理を行うとともに、庭木定期巡回の際に、芝の損傷等を確認し、応急の手入れを行う。

・広場 (2,020㎡)

庭（芝生）の使用頻度は高い。

芝刈り、除草（3回：6～10月。但し、令和6年度は2回、令和9年度は1回）

目土（2回／年：適宜。但し、令和9年度は実施しない）

施肥（3回／年：適宜。但し、令和6年度は2回、令和9年度は1回）

茎葉処理（1回／年。但し、令和6年度は実施しない）

・公舎 (510㎡)

庭（芝生）の使用頻度は普通。

芝刈り、除草（5回：6～10月。但し、令和6年度は4回、令和9年度は1回）

（自動芝刈り機を併用する場合は、適宜）

目土（2回／年：適宜。但し、令和9年度は実施しない）

施肥（3回／年：適宜。但し、令和6年度は2回、令和9年度は1回）

庭の使用後の巡回、手入れ（6回程度／年：適宜）

茎葉処理（2回／年。但し、令和6年度、令和9年度は1回）

エアレーション（1回／年。但し、令和9年度は実施しない）

害虫防除（1回／年。但し、令和9年度は実施しない）

(6) 一年草花苗の植え付け（公舎のみ）

春及び秋に各1回植え付けを行う。

花の種類、実施時期は協議するものとする。

(7) 作業後の清掃等

上記の各作業後に生じた木くず等ごみについては、適切に処理を行い、業務場所及び周辺的环境維持に努めること。

2 再委託の範囲

ア 再委託できない主たる部分

総合的計画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務にかかる基本的又は中心的なものに位置づけられる業務

イ 再委託できる範囲で再委託の承認を要しない軽微な部分

機械・重機のリースまたはレンタル、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、消耗品購入等で乙が軽微な業務を再委託するもの